R3.6.21
行政経営会議資料

庁議を活用した政策的新規事業の提案について

【提案の概要】

住民に身近な基礎自治体として、従前からの様々な行政サービスの提供に加え、少子高齢時代への対応をはじめ、SDGs や Society5.0、DX、そして新しい生活様式などの新たな概念の創出・浸透に伴い、目まぐるしく変遷する社会経済情勢において、時勢に見合った新たな取組みを庁内横断的に展開していく必要性があることから、スムーズな政策立案が可能となるスキームを構築するもの。

【現状の課題】

町民の生活や経済活動に資する、時勢に見合った新たな取組みの必要性は各部局で認識し、既存事業の見直しや政策的新規事業として、「各部課等所管の当面する懸案事項等」や「総合計画実施計画」にその一部を上程してはいるものの、高度化・多様化する住民ニーズや増大する国・県からの要請に加え、新型コロナウイルス感染症への対応などから、協議検討が煮詰まっていかない側面もあり、予算編成時期になってから改めての各課、各班単体での政策的新規事業の立案や既存事業の見直しは時間的・技術的に困難な状況が続いている。

【今後の方向性】

予算編成時期になってからの検討ではなく、庁議を活用して常日頃から各分野において必要な施策や工夫などを協議できる仕組みを構築する必要がある。

具体的には、各課の課題や進捗状況などを情報共有している「課内会議」や「部課長会議」の協議内容を一歩進め、事業の工夫や必要な施策などを議論、情報共有し、その結果を部長が「政策調整会議」に報告、さらなる協議を経て、「行政経営会議」において方針決定していくこととする。

今年度は試行的に議会からの要望等も踏まえ、７月、１０月の政策調整会議、行政経営会議で各部局から報告、提案を実施し、その後は、有用性を検証しながら補正予算へも活用できるよう拡大していくこととしたい。

なお、協議の結果、予算化に至らなくとも理事者指示事項などを踏まえ、必要に応じて次年度の「各部課等所管の当面する懸案事項等」や「総合計画実施計画」に上程するなど、既存のスキームも活用した継続的な協議・検討が可能な仕組みを構築していくこととする。

【当面のスケジュール】

4	5	6	7	8	9	１０	１１	１２	１	２	３

【令和３年度の試行スキーム（案）】

各課内会議 →

各部課長会議 →

政策調整会議　●（7月 12 日）　●（10 月 11 日）
※政策的新規事業及び既存事業の工夫・見直しについて報告・協議

行政経営会議　●（7月 19 日）　●（10 月 18 日）
※政策的新規事業及び既存事業の工夫・見直しについて報告・協議
※方針決定　●（8月 16 日）　●（11 月 15 日）

【政策調整会議における主な意見等】

- 実施計画との位置付けは？
  →並行して行っていく。
- なぜ７月と１０月の２回やるのか？
  →継続審議の可能性や時機を踏まえた提案ができるように。
- 財源等は調査するのか？
  →活用できる財源は調査いただき、事業費は概算でもいい。
- 国県の様々な支援制度の受付期限に間に合うよう、早い時期での協議は歓迎
- 職員提案制度の活用状況は？
  →近年実績はない。所属部署内で提案を募り、意識付けをしていくのはいい取組みだと思う。
- 所管事務以外の事業も提案可能か？
  →所管分野にとらわれず、提案いただきたい。